

弁護士
による

参加費
無料

2024/8/5 月

介護事業の経営上 よく出る法律問題についての セミナーのご案内



お申し込みはこちから!



大宮 JP ビルディング
2F 大会議室

さいたま市大宮区桜木町 1-11-20
(JR 大宮駅西口徒歩5分)



13:00 ~ 13:10

ご挨拶

代表弁護士 森田茂夫

昭和55年 3月 早稲田大学法学部卒業

昭和59年 3月 最高裁判所司法研修所(奈良地方裁判所配属)修了

昭和59年 4月 弁護士登録 埼玉弁護士会所属

実用英語技能検定(英検) 1級

副所長 野田泰彦

事務所紹介・顧問契約紹介

介護事業様のための新会員システム「介護ネット」紹介

詳細はこちから



13:10 ~ 14:00

「介護施設における事故と対応」
講師 弁護士 赤木誠治

身体機能が低下した被介護者に対して、介助行為をおこなう場面(食事、入浴、トイレ、就寝など)では、さまざまな事故が生じるリスクがあります。その際、事故が起きてから対応を検討すると、その間に被害が拡大してしまったり、不適切な対応をとってしまう可能性もあります。

本講座では、どのような場合に施設の責任が生じるのか、どのような責任を負う可能性があるのか等を解説するとともに、不幸にも事故が起つてしまった場合、影響を最小限に食い止めるためにどのような対応をとるべきかを考えていきます。



15:10 ~ 16:00

「介護現場におけるクレーマー対策」
講師 弁護士 田中智美

個人の権利意識の高まりを背景に、最近では、介護サービスを受ける側も「お客様」であるという認識のもと、介護現場でも不当な要求を行う利用者や家族が増加しているようです。この講義では、そのようなクレーマー対策に有用となる法律論(損害賠償論、刑事罰)の基礎から、法的な解決方法、実際にクレーマーに対処する場合の対策の実相などを解説していきます。



14:10 ~ 15:00

「入居者が安心して過ごせる未来のために
～後見制度について～」

講師 弁護士 野田泰彦

後見制度と聞くと、皆様、「財産の管理権を奪われる」「不祥事」などをイメージする方が多いのではないでしょうか。

しかし実際は、本人の意思をできる限り尊重した財産管理を行うことが多いと考えられます。また、後見制度を利用することで財産の保全が図れるメリットは大きく、親族その他第三者による財産散逸を防止することができます。

入居者が、後見制度を利用して安心して過ごす未来をイメージしていただけたらと考えています。



16:00 ~ 16:30 無料相談会 (ご希望者のみ)

法律問題でお悩みの介護事業者様は、ぜひご相談ください!
セミナーの内容以外のご相談もお受けいたします。

14階 グリーンリーフ
法律事務所にて開催



弁護士法人 グリーンリーフ法律事務所
EXPERTS

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20

大宮JPビルディング14階 (JR大宮駅西口徒歩5分)

Tel:048-649-4631 / Fax:048-649-4632 代表者弁護士 森田 茂夫

